

新潟県母子父子寡婦福祉資金貸付システム更新業務プロポーザル募集要領

1 業務の概要

- (1) 業務名
新潟県母子父子寡婦福祉資金貸付システム更新業務
- (2) 業務内容
別紙「委託仕様書」のとおり
- (3) 委託期間
契約締結の日から令和9年3月31日まで
- (4) 委託費
35,328千円（消費税及び地方消費税並びに委託期間中の本システムの運用保守に係る経費を含む）を上限とする。

2 スケジュール

- | | |
|--------------------|-----------------|
| (1) 公示日（県ホームページ） | 令和8年2月13日（金） |
| (2) 質問受付期限 | 令和8年2月20日（金） |
| (3) 質問に対する回答 | 令和8年2月26日（木） |
| (4) 参加申込書提出期限 | 令和8年3月3日（火） |
| (5) 参加資格の審査・確認結果通知 | 令和8年3月6日（金） |
| (6) 企画提案書提出期限 | 令和8年3月13日（金） |
| (7) 審査委員会（書面審査） | 令和8年3月27日（金） 予定 |
| (8) 審査結果通知 | 令和8年4月上旬予定 |
| (9) 契約 | 令和8年4月上旬予定 |

3 資格要件

次の掲げる条件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）であること。
- (3) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと

- (5) 新潟県の県税の納税義務を有するものにあつては、当該県税の未納がない者であること

4 募集要領の内容についての質問の受付及び回答

(1) 質問の受付

ア 提出書類

様式1「新潟県母子父子寡婦福祉資金貸付システム更新業務に関する質問書」

イ 受付期限

令和8年2月20日（金）17時

ウ 質問方法

下記「10 問合わせ先」に電子メールで質問すること

※件名を「母子父子寡婦福祉資金貸付システム更新業務」とすること

(2) 質問に対する回答

質問者に対し、令和8年2月26日（木）までに、新潟県ホームページに質問事項と回答を掲載する。

なお、質問に対する回答は、要領及び仕様書の追加又は修正とみなす。

5 参加申込み及び提案資格の確認結果の通知

(1) 参加申込

ア 提出書類（各1部ずつ）

① 様式2「参加申込書」

② 様式3「法人概要」

③ 法人の登記事項証明書

④ 直前の事業年度の貸借対照表、損益計算書その他これらに準ずるもの

イ 提出期限

令和8年3月3日（火）17時（必着）

ウ 提出先

下記「10 問合わせ先」に同じ

エ 提出方法

郵送（簡易書留に限る。）又は持参

(2) 提案資格の確認結果の通知

参加申込をした者全員に対し、令和8年3月6日（金）までに参加資格の確認結果を電子メールにより通知する。

6 企画提案書の提出

(1) 提出書類

ア 企画提案書（様式任意）

(ア) 「委託仕様書」を踏まえ、以下の項目について記載すること。

① システムの全体構成および機能概要

② 提案のポイント（業務効率化、操作性、データ保全対策 等）

- ③ 実施スケジュール（導入、移行、試験、運用開始までの工程）
- ④ 実施体制（役割分担、責任者、担当者、連絡体制 等）
- (イ) 提案書は、A4 版縦、横書き、左綴じとし、表紙に「新潟県母子父子寡婦福祉資金貸付システム更新業務委託 企画提案書」と標記し、余白に法人名を表示すること。なお、文字サイズは 11 ポイント以上とすること
- (ロ) 提案書は、専門的な知識を持たない者でも理解できるよう、極力わかりやすい表現で記載すること
- (エ) 参加者は、1つの提案しか行うことができない
- (オ) 提出期限以降の企画提案書の差替え又は再提出は認めない
- イ 類似業務実績一覧表（様式 4）
- ウ 見積書（様式任意）
見積の総額及び内訳について記載し、代表者印を押印すること
- (2) 提出部数
5 部
- (3) 提出期限
令和 8 年 3 月 13 日（金）17 時（必着）
- (4) 提出先
下記「10 問合わせ先」に同じ
- (5) 提出方法
郵送（簡易書留に限る。）又は持参

7 審査の実施

- (1) 実施日
令和 8 年 3 月 27 日（金）予定
- (2) 審査方法
別紙「新潟県母子父子寡婦福祉資金貸付システム更新業務プロポーザル審査基準」に基づき、審査委員会において企画提案書の審査を行う。
なお、当日までに提案者にオンライン会議システム等でヒアリングを行うことがある。
※プレゼンテーションは行わない。

8 審査結果の通知

審査結果については、提案者それぞれに電子メールにより通知する。

9 契約の締結

県は、審査委員会が最も優れた提案を行った者であると決定した者と委託契約の締結交渉を行い、予算の範囲内で契約を締結する。

ただし、その者が地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定のいずれかに該当することとなった場合、契約の締結を行わないことがある。

また、最も優れた提案を行ったものと協議が整わない場合にあっては、次

点者と協議の上、契約を締結する場合がある。

10 問い合わせ先

〒950-8570

新潟市中央区新光町4番地1

新潟県福祉保健部こども家庭課家庭福祉係

電話番号 025-280-5216

E-Mail ngt040270@pref.niigata.lg.jp

11 その他の留意事項

- (1) 提案書の作成等に要する経費及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案については、提案を行った者に無断で使用しないものとする。
- (3) 提案書等の審査を行う際、必要な範囲において参加を表明した者に通知することなく複製を作成することがある。
- (4) 提出された申込書、提案書等は返却しない。
- (5) 失格事項
次のいずれかに該当する者が行った提案は、失格となることがある。
 - ア. 本募集要領に適合しない書類を作成し、提出した者
 - イ. 記載すべき事項の全部又は一部を記載せず、または書類に虚偽の記載をし、これを提出した者
 - ウ. 期限後に提案書を提出した者

別紙

新潟県母子父子寡婦福祉資金貸付システム更新業務プロポーザル審査基準

審査項目		審査の視点	配点
1 システム	機能性	<ul style="list-style-type: none"> ・提案仕様書の各機能の実現、もしくは有効な代替策が提示されているか ・制度変更への柔軟性・拡張性を有しているか 	20点
	操作性	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者のことを考えた工夫がなされ、利用者が直感的に操作できる、視覚的にわかりやすいなど、使い易いシステムとなっているか 	20点
	セキュリティ ・データ管理	<ul style="list-style-type: none"> ・権限管理やログ管理等、個人情報保護及び情報漏えいに係る取組や対策を行っているか ・データ消失や電源停止等の障害に備え、バックアップ、復旧体制が確実に機能する仕組みとなっているか 	20点
2 導入・構築	実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・導入スケジュール、作業項目が明確で実現可能なものとなっているか ・業務実績に適した人員の確保がなされているか。提案者と県の役割分担が明確か。 	10点
	サポート	<ul style="list-style-type: none"> ・システムを使用する職員に対する導入支援、操作研修の内容は十分か ・問い合わせ対応などのサポート体制は十分か 	10点
3 実績	類似業務の受託実績	<ul style="list-style-type: none"> ・提案の実現性を裏付ける十分な実績を有しているか。 	5点
4 価格	見積	<ul style="list-style-type: none"> ・パッケージ、カスタマイズ、データ移行等の費用見積は適正に設定されているか 	10点
5 提案	積極性	<ul style="list-style-type: none"> ・制度趣旨を理解し、事務処理の効率化や機能拡張などを含む積極的な提案がなされているか 	5点
合計			100点